
| | |
|--------|---|
| プロジェクト | 金融資産の減損に関する会計基準の開発 |
| 項目 | IFRS 第 9 号の定めを取入れ方の検討 (B5. 5. 1 項から B5. 5. 27 項) |

I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損について IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の減損の定め（B5. 5. 1 項から B5. 5. 27 項）の新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）への取入れ方に関して事務局が行った検討をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）及び第 227 回金融商品専門委員会（2024 年 10 月 24 日開催）（以下合わせて「第 535 回企業会計基準委員会等」という。）では、減損に関する基準体系について次の事務局提案（本日の審議に関連する内容のみ抜粋）を行い、特段の異論は聞かれなかった。
 - (1) IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを基礎とする金融商品の減損に係る定めのうち、基準に相当すると判断された内容については企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）において定め、残りについては新適用指針にて定める。その際、現行の金融商品会計基準、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」で関連する定め等は削除又は修正する。
 - (2) 金融商品会計基準に取り込む際には、基準本文（IFRS 第 9 号第 5. 5. 1 項から第 5. 5. 20 項）における定めのうち、ハイレベルな内容に絞らんだうえで取り込む。国際的な比較可能性の確保の観点からは、基準レベルで取り込む内容は原則として IFRS 第 9 号と同一の内容とする。
 - (3) 基準本文（IFRS 第 9 号第 5. 5. 1 項から第 5. 5. 20 項）における定めのうち金融商品会計基準に取り込まなかったものは、取込みの要否及び表現の見直しを検

討したうえで、IFRS 第9号付録B適用指針(IFRS 第9号 B5.5.1項から B5.5.55項)と合わせて新適用指針に取り込む。

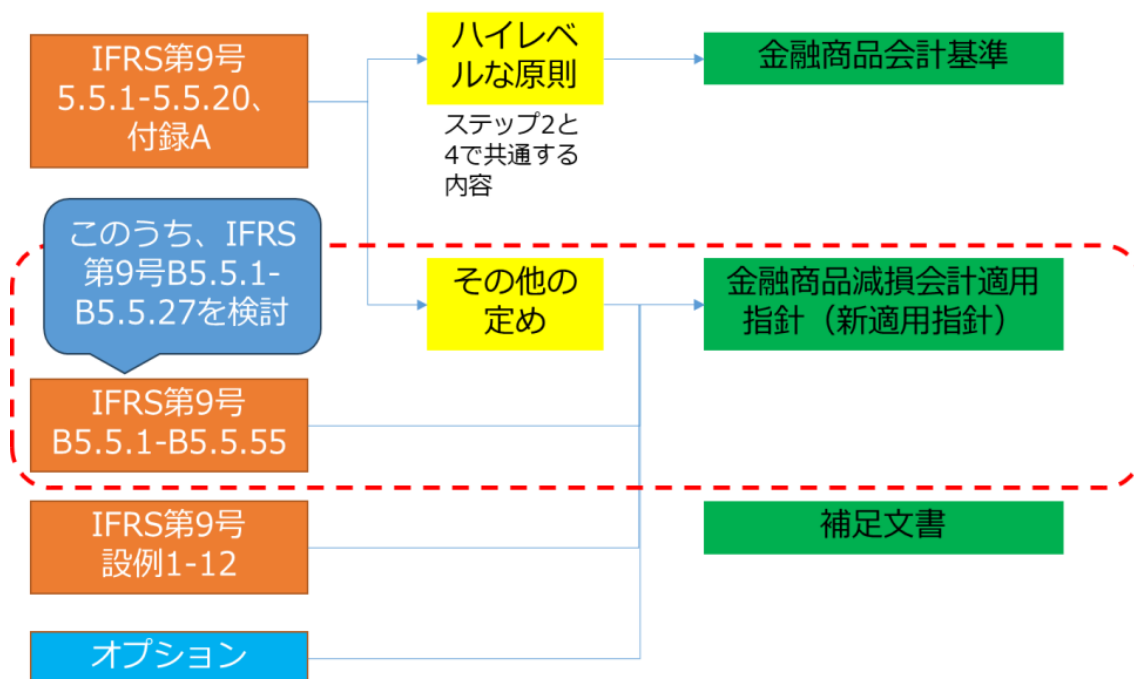
3. 前項の基準体系を前提として、第535回企業会計基準委員会等では、今後の審議の進め方について次の事務局提案(本日の審議に関連する内容のみ抜粋)を行い、特段の異論は聞かれなかった。
 - (1) IFRS 第9号第5.5.1項から第5.5.20項の個々の定めについて検討を行い、取込み要否及び表現を見直したうえで、ステップ2として金融商品会計基準に取り込む内容、新適用指針に取り込む内容及びいずれにも取り込まない内容を峻別する。
 - (2) IFRS 第9号 B5.1.1項から B5.5.55項の個々の定めについて検討を行い、取込みの要否及び表現を見直した上で、ステップ2として新たに開発する適用指針に取り込む内容と取り込まない内容を峻別する。
4. 本資料では、前項(2)のうち、IFRS 第9号 B5.5.1項から B5.5.27項についての個々の定めについて検討を行い、新適用指針に取り入れる内容と取り入れない内容を峻別したうえで、新適用指針に取り入れる定めイメージをお示しする。
5. また、本資料では、第536回企業会計基準委員会(2024年11月18日開催)及び第228回金融商品専門委員会(2024年11月12日開催)(以下合わせて「第536回企業会計基準委員会等」という。)において検討したIFRS 第9号第5.5.2項から第5.5.20項に関して、新適用指針へのIFRS 第9号の定め取入れに関する検討の際に改めて検討するとして次の項目のうち、黄色ハイライトした部分についてもあわせて検討を行う。黄色ハイライトした部分以外については、今後、関連する項目を検討する際にあわせて検討を行う予定である。

| 番号 | 関連するIFRS 第9号本文の項目 | 関連するIFRS 第9号適用指針の項番 |
|-----|--|----------------------|
| (1) | (IFRS 第9号第5.5.3項、第5.5.5項及び第5.5.9項) 信用リスクの著しい増大(SICR)が生じているかの評価の起点に関する文言である「当初認識以降に」という文言をステップ2について新実務指針に含めて記載したうえで、ステップ4のオプションを定める。 | B5.5.7項 |
| (2) | (IFRS 第9号第5.5.4項) 「信用リスクの著しい増大」を補足説明する「個別の評価であれ集合的評価であれ」という文言について、B5.5.1項から B5.5.6項の取入れに関する検討の際に | B5.5.1項から B5.5.6項 |

| | | |
|-----|--|--|
| | 金融商品会計基準ではなく新適用指針に含めることで足りるかを改めて検討する。 | |
| (3) | (IFRS 第9号第5.5.6項) ローン・コミットメント及び金融保証契約のみなし当初認識日に関する定めを新適用指針に取り入れる。 | — |
| (4) | (IFRS 第9号第5.5.11項) SICR の評価に関する期日経過の情報と期日超過が 30 日超である場合の反証に関する定めを IFRS 第9号 B5.5.19 項から B5.5.21 項と共に新適用指針に取り入れる。 | B5.5.19 項から B5.5.21 項 |
| (5) | (IFRS 第9号第5.5.13項及び付録A) 付録Aに記載されている金融資産が信用減損している証拠の例の記載について、他の適用指針の定めと共に改めて取入れを検討する。 | — |
| (6) | (IFRS 第9号第5.5.15項及び第5.5.16項) 全期間の予想信用損失の測定をリース債権等に求める IFRS 第9号第5.5.15項の「この会計方針は、こうしたリース債権のすべてに適用しなければならないが、ファイナンス・リース債権とオペレーティング・リース債権に区別して適用することができる。」という部分並びに営業債権、リース債権及び契約資産についての会計方針の選択に関する IFRS 第9号第5.5.16項を新適用指針に取り入れる。 | — |
| (7) | (IFRS 第9号第5.5.17項) 予想信用損失を見積る際に考慮すべき要素に関する原則を定めている IFRS 第9号第5.5.17項(a)、(b)及び(c)前段「過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての」の定めを新適用指針に取り入れる。 | B5.5.41 項から B5.5.54 項 |
| (8) | (IFRS 第9号第5.5.18項から第5.5.20項) 予想信用損失の測定に関する詳細な定めである IFRS 第9号第5.5.18項から第5.5.20項の定めを新適用指針に取り入れる。 | 第5.5.18項については B5.5.41 項から B5.5.43 項 第5.5.19 項及び第5.5.20 項については、B5.5.38 項から |

| | | |
|--|--|-----------|
| | | B5.5.40 項 |
|--|--|-----------|

本資料の検討範囲



6. なお、第 536 回企業会計基準委員会等において、次の用語について文言の見直しを求める意見が聞かれているが、その検討は今後の審議を行うとして、本資料においては第 536 回企業会計基準委員会等の審議資料で用いた文言を使用している。

- (1) 予想信用損失の見積高に基づく貸倒引当金
- (2) デフォルト・リスク/デフォルト

III. ASBJ 事務局による分析及び提案

IFRS 第 9 号 B5.5.1 項、B5.5.5 項及び B5.5.6 項

(IFRS の定め)

7. IFRS 第 9 号 B5.5.1 項、B5.5.5 項及び B5.5.6 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第9号の日本語訳 |
|----------|--|
| B5. 5. 1 | 当初認識以降の信用リスクの著しい増大について全期間の予想信用損失を認識するという目的を果たすためには、信用リスクの著しい増大の評価を集合的に行うことが必要となる場合がある。これは、例えば、金融商品のグループ又はサブグループに係る信用リスクの著しい増大を示す情報を考慮することによって行われる。これは、たとえ信用リスクの著しい増大の証拠が個々の金融商品のレベルではまだ利用可能でない場合であっても、信用リスクの著しい増大がある場合に全期間の予想信用損失を認識するという目的を企業が果たすことを確保するためである。 |
| B5. 5. 5 | 信用リスクの著しい増大の判定及び集合的ベースでの損失評価引当金の認識という目的のために、企業は、信用リスクの著しい増大を適時に識別することを可能にすることを意図した分析を容易にする目的で、金融商品を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングすることができる。企業は、リスク特性の異なる金融商品のグルーピングによってこの情報を不明瞭にすべきではない。共通のリスク特性の例には次のものが含まれるが、これらに限らない。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 金融商品の種類 (b) 信用格付け (c) 担保の種類 (d) 当初認識の日 (e) 満期までの残存期間 (f) 業種 (g) 借手の所在地 (h) 債務不履行発生の確率に影響がある場合には、金融資産との比較での担保の価値（例えば、一部の法域におけるノンリコース貸付金又は貸出金対担保評価額比率） |
| B5. 5. 6 | 5. 5. 4 項は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったすべての金融商品について、全期間の予想信用損失を認識することを要求している。この目的を満たすためには、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したと考えられる金融商品を、企業が共通の信用リスク特性に基づいてグルー |

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|----|--|
| | <p>ピングできない場合には、企業は、信用リスクが著しく増大しているとみなされる金融資産の一部について全期間の予想信用損失を認識すべきである。信用リスクの変動があるのかどうかを集合的に評価するための金融商品の集約は、金融商品のグループ又は個々の金融商品についての新たな情報が利用可能となるにつれて、時とともに変化する場合がある。</p> |

8. IFRS 第 9 号 B5. 5. 1 項は、SICR の評価を行う際に、金融商品をグルーピングして集合的に行うことが必要な場合がある旨を示す定めである。また、IFRS 第 9 号 B5. 5. 5 項は、当該グルーピングに関する共通のリスク特性の例を示している。さらに、IFRS 第 9 号 B5. 5. 6 項は、SICR が生じていると考えられる金融資産について、共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングできない場合、SICR が生じているとみなされる金融資産の一部について全期間の予想信用損失を認識することを求める定めである。

(分析)

9. IFRS 第 9 号 B5. 5. 1 項及び B5. 5. 5 項は、SICR を適時に識別し全期間の予想信用損失を認識することを目的として、金融商品を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングして集合的に SICR の評価を行うことができる旨を示す定めであることから、その趣旨について表現を見直したうえで新適用指針に取り入れることが考えられる。
10. また、IFRS 第 9 号 B5. 5. 5 項は、「共通の信用リスク特性」の例を示している。当該例示は、グルーピングに関する判断を行う際に有用と考えられるため、実務で一般的な順序¹に並び替えつつ、新適用指針に取り入れることが考えられる。
11. 次に、IFRS 第 9 号 B5. 5. 6 項は、SICR が生じたと考えられる金融商品を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングできない場合におけるトップダウン・アプローチを定めており、局面によっては SICR が生じていると考えられる金融資産について全期間の予想信用損失を認識することが必要と考えられることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。
12. さらに、IFRS 第 9 号第 5. 5. 2 項から第 5. 5. 20 項に関して新適用指針への IFRS 第 9

¹ 例えば、ディスカッション・ペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（2019年12月金融庁）のP.23には、債務者区分の中でのグルーピングの例として、「業種、地域、資金使途、貸出商品、メイン先・非メイン先、与信額、内部格付等」の記載がある。

(https://www.fsa.go.jp/common/law/yushidp_final.pdf)

号の定めを取入れに関する検討の際に改めて検討する項目のうち、「信用リスクの著しい増大」を補足説明する「個別の評価であれ集合的評価であれ」という文言（本資料第5項(2)）についてあわせて検討すると、上述のB5.5.1項、B5.5.5項及びB5.5.6項の新適用指針への取入れで対応できると考えられることから、会計基準レベルで記載する必要はないと考えられる。

13. 加えて、青色ハイライト部分は、解説的な内容であることから、新適用指針に取り入れず、結論の背景の検討時に取入れの要否を検討することが考えられる。

(事務局提案)

14. 本資料第9項から前項までの分析に基づき、IFRS第9号B5.5.1項、B5.5.5項及びB5.5.6項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。

| IFRS 第9号の定めを取入れイメージ | |
|---------------------|---|
| X. | <p>発生の認識以降における金融商品に係る信用リスクの著しい増大の適時の識別及び集合的ベースでの予想信用損失の見積高の算定を目的として、金融商品を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングすることができる。金融商品をグルーピングする際に用いられる共通の信用リスク特性には、次が含まれる。</p> <p>(1) 業種 (2) 借手の所在地 (3) 担保の種類 (4) 金融商品の種類 (5) 信用格付け (6) 発生の認識日 (7) 満期までの残存期間 (8) デフォルト・リスクに影響がある場合、ノンリコース貸付金における貸出金対担保評価額比率</p> |
| X. | <p>信用リスクが著しく増大したと見込まれる金融商品を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングできない場合、共通の信用リスク特性によらず、信用リスクが著しく増大したと見込まれる金融商品グループを識別し、当該金融商品グループについて予想信用損失の見積高を算定することができる。</p> |

IFRS 第9号 B5.5.2 項

(IFRS の定め)

15. IFRS 第9号 B5.5.2 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第9号の日本語訳 |
|--------|---|
| B5.5.2 | <p>全期間の予想信用損失は、一般的に金融商品が期日経過となる前に認識されると予想される。通常、信用リスクは、金融商品が期日経過となるか又は他の借手固有の遅行性要因（例えば、条件変更又はリストラクチャリング）が観察される前に増大している。したがって、期日経過の情報よりも将来予測的な合理的で裏付け可能な情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能である場合には、それを信用リスクの変動を評価するために用いなければならない。</p> |

16. IFRS 第9号 B5.5.2 項は、全期間の予想信用損失が金融商品の期日超過前に生じることが予想されること、及びこの理由により期日超過の情報よりも将来予測的である合理的で裏付け可能な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能であれば信用リスクの評価に用いることが必要であることを定めている。

(分析)

17. IFRS 第9号 B5.5.2 項の「期日経過の情報よりも将来予測的な合理的で裏付け可能な情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能である場合には、それを信用リスクの変動を評価するために用いなければならない。」については、評価に用いる情報の優先度を示すものであることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。

18. 一方、青色ハイライト部分については、解説的な内容であることから新適用指針に取り入れないことが考えられるものの、重要な考え方を示すものであることから、結論の背景に取り入れることが考えられる。

(事務局提案)

19. 本資料第17項及び前項の分析に基づき、IFRS 第9号 B5.5.2 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるかどうか。

| IFRS 第9号の定めを取入れイメージ |
|---|
| <p>X. 発生認識以降において金融商品に係る信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価において、合理的で裏付け可能な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能な場合には、当該情報を期日経過の情報より優先して評価を行う。</p> |

IFRS 第9号 B5.5.3 項

(IFRS の定め)

20. IFRS 第 9 号 B5.5.3 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|--------|---|
| B5.5.3 | <p>しかし、金融商品の性質や特定の金融商品グループについて利用可能な信用リスク情報の性質によっては、企業は個々の金融商品に係る信用リスクの著しい変動を当該金融商品が期日経過となる前に識別できない場合がある。これに当てはまる可能性があるのが、小口ローンなどの金融商品で、顧客が契約条件に違反するまで、個々の金融商品について定期的に入手されモニターされている更新された信用リスク情報がほとんど又は全くないものである。個々の金融商品に係る信用リスクの変動が、期日経過となる前に捕捉されない場合には、個々の金融商品レベルでの信用情報だけに基づく損失評価引当金は、当初認識以降の信用リスクの変動を忠実に表現しない。</p> |

21. IFRS 第 9 号 B5.5.3 項は、個々の金融商品に係る信用リスクの著しい変動を当該金融商品が期日経過となる前に識別できない場合がある旨とその具体例を示す定めである。

(分析)

22. IFRS 第 9 号 B5.5.3 項は、期日経過になる前に信用リスクの著しい変動が識別できない場合に関する解説的な内容であると考えられることから、新適用指針に取り入れず、結論の背景の検討時に取入れの要否を検討することが考えられる。

(事務局提案)

23. 前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号 B5.5.3 項の定めは、新適用指針に取り入れないことが考えられるがどうか。

IFRS 第 9 号 B5.5.4 項
(IFRS の定め)

24. IFRS 第 9 号 B5.5.4 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|----------|---|
| B5. 5. 4 | 状況によっては、企業は、全期間の予想信用損失を個々の金融商品のベースで測定するための、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有していない。その場合には、全期間の予想損失を、包括的な信用リスクを考慮した集合的なベースで認識しなければならない。この包括的な信用リスク情報は、期日経過の情報だけでなく、将来予測的なマクロ経済情報も含めて、すべての関連性のある信用情報を織り込まなければならない。当初認識以降に個々の金融商品のレベルで信用リスクの著しい増大があった場合に全期間の予想信用損失を認識した結果と近似するようにするためである。 |

25. IFRS 第 9 号 B5. 5. 4 項は、全期間の予想信用損失を個々の金融商品のベースで測定するための過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有していない場合は、包括的な信用リスクを考慮した集合的なベースで認識する必要がある旨と包括的な信用リスク情報に関する要求事項を定めている。

(分析)

26. IFRS 第 9 号 B5. 5. 4 項の「状況によっては、企業は、全期間の予想信用損失を個々の金融商品のベースで測定するための、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有していない。その場合には、全期間の予想損失を、包括的な信用リスクを考慮した集合的なベースで認識しなければならない。この包括的な信用リスク情報は、期日経過の情報だけでなく、将来予測的なマクロ経済情報も含めて、すべての関連性のある信用情報を織り込まなければならない。」については、全期間の予想信用損失を個々の金融商品のベースで認識するか、集合的なベースで認識するかのいずれとすべきかを定めている重要な定めと考えられることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。
27. 一方、青色ハイライト部分については、集合的な予想信用損失の認識の目的を補足したものと考えられる。当該記載は解説的な内容であると考えられるため、新適用指針に取り入れず、結論の背景の検討時に取入れの要否を検討することが考えられる。

(事務局提案)

28. 本資料第 26 項及び前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号 B5. 5. 4 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。なお、新適用指針において各定めを記載する順序については、今後検討することを予定しているが、本定

めが原則を示し、IFRS 第 9 号 B5. 5. 1 項、B5. 5. 5 項及び B5. 5. 6 項の定めを取り入れたものはその細則を示すと考えられることから、本定めを先に記載することが考えられる。

| IFRS 第 9 号の定めを取入れイメージ | |
|-----------------------|--|
| X. | 個々の金融商品のベースで全期間の予想信用損失を認識することを目的として、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有していない場合、包括的な信用リスクを考慮した集約的なベースで予想信用損失を認識する。包括的な信用リスク情報には、期日経過の情報だけでなく、将来予測的なマクロ経済情報も含めて、すべての関連性のある信用情報を織り込む。 |

IFRS 第 9 号 B5. 5. 7 項

(IFRS の定め)

29. IFRS 第 9 号 B5. 5. 7 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|----------|--|
| B5. 5. 7 | 全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかの評価の基礎とするのは、当初認識以降の債務不履行発生の可能性又はリスクの著しい増大（金融商品の価格が信用リスクの増大を反映するために改定されているかどうかは問わない）であり、金融資産が報告日時点で信用減損していること又は実際の債務不履行の発生の証拠ではない。 一般に、金融資産が信用減損となるか又は実際の債務不履行の発生の前に、信用リスクの著しい増大がある。 |

30. IFRS 第 9 号 B5. 5. 7 項は、全期間の予想信用損失の認識について、報告日時点で信用減損しているまたは実際に債務不履行が生じているかに基づいてではなく、当初認識以降に信用リスクが著しく増大しているかに基づいて行うことを定めている。

(分析)

31. IFRS 第 9 号 B5. 5. 7 項の「全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかの評価の基礎とするのは、当初認識以降の債務不履行発生の可能性又はリスクの著しい増大（金融商品の価格が信用リスクの増大を反映するために改定されているかどうかは問わない）であり、金融資産が報告日時点で信用減損していること又は実際の債務不履行の発生の証拠ではない。」については、ステップ 2 における SICR の評価の考え方を示す重要な定めであることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。

32. ここで、第 536 回企業会計基準委員会等において、IFRS 第 9 号第 5.5.3 項、第 5.5.5 項及び第 5.5.9 項の金融商品会計基準への取入れの検討の際に、ステップ 2 とステップ 4 で共通な内容となるように「当初認識以降に」という文言を含めないことを事務局より提案していることから、会計基準レベルでは SICR が生じているかを判断する際の起点に関する記載が含まれていない。適用指針においてはまずステップ 2 に関する定めを記載することとしていることから、SICR が生じているかを評価する際の起点として日本基準で使用されている文言に置き換えて「金融商品の発生の認識以降」という文言にて取り入れることが考えられる²。
33. 一方、青色ハイライト部分については、解説的な内容であるため、新適用指針に取り入れず、結論の背景の検討時に取入れの要否を検討することが考えられる。

(事務局提案)

34. 本資料第 31 項から前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号 B5.5.7 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。

| IFRS 第 9 号の定めを取入れイメージ | |
|-----------------------|--|
| X. | 発生の認識以降において金融商品に係る信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価は、期末時点で信用減損している又は実際にデフォルトが発生しているかではなく、金融商品の発生の認識以降にデフォルト・リスクが著しく増大しているかどうかに基づいて行う。 |

IFRS 第 9 号 B5.5.8 項

(IFRS の定め)

35. IFRS 第 9 号 B5.5.8 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|--------|---|
| B5.5.8 | ローン・コミットメントについては、企業はローン・コミットメントが関連している貸付金について債務不履行が発生するリスクの変動を考慮する。金融保証契約については、企業は所定の債務者が当該契約について債務不履行となるリスクの変動を考慮する。 |

36. IFRS 第 9 号 B5.5.8 項は、ローン・コミットメント及び金融保証契約それぞれにつ

² ステップ 4 については、当該定めを指して「第●項にもかわらず」としてオプションを定めることを予定している。

いて、考慮すべきリスクの変動を示している。

(分析)

37. IFRS 第9号 B5.5.8 項の定めは、ローン・コミットメントと金融保証契約に SICR が生じているかを評価する際に考慮する必要があるリスクを明らかにする定めであることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。

(事務局提案)

38. 前項の分析に基づき、IFRS 第9号 B5.5.8 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。なお、ローン・コミットメント及び金融保証契約それぞれについて他の定めと記載をまとめるかどうか等については、今後、検討を行うこととする。

| IFRS 第9号の定めを取入れイメージ | |
|---------------------|--|
| X. | 金融商品に係る信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価において、ローン・コミットメントについては、当該コミットメントに基づき実行される貸付金に関するデフォルト・リスクの変動を考慮する。 |
| X. | 金融商品に係る信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価において、金融保証契約については、保証の対象である債務者の当該契約に関するデフォルト・リスクの変動を考慮する。 |

IFRS 第9号 B5.5.9 項

(IFRS の定め)

39. IFRS 第9号 B5.5.9 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第9号の日本語訳 |
|--------|---|
| B5.5.9 | 当初認識以降の信用リスクの変動の著しさは、当初認識時点における債務不履行発生リスクに左右される。したがって、債務不履行発生リスクの絶対値での変動が同じでも、当初の債務不履行発生リスクが低い金融商品の方が、当初の債務不履行発生リスクが高い金融商品に比べて、変動が著しいことになる。 |

40. IFRS 第9号 B5.5.9 項は、当初認識以降の信用リスクが著しく増大したかどうかを判断する際、当初認識時点におけるデフォルト・リスクの大きさを考慮する必要がある旨を説明している定めである。

(分析)

41. IFRS 第9号 B5.5.9 項の定めは、解説的な内容であることから新適用指針に取り入れられないことが考えられるものの、重要な考え方を示すものであることから、結論の背景に取り入れることが考えられる。

(事務局提案)

42. 前項の分析に基づき、IFRS 第9号 B5.5.9 項の定めは、新適用指針に取り入れず、結論の背景に取り入れることが考えられるかどうか。

IFRS 第9号 B5.5.10 項

(IFRS の定め)

43. IFRS 第9号 B5.5.10 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第9号の日本語訳 |
|---------|---|
| B5.5.10 | 信用リスクが同様である金融商品についての債務不履行発生リスクは、当該金融商品の予想存続期間が長いほど高くなる。例えば、予想存続期間が10年のAAA格の債券についての債務不履行発生リスクは、予想存続期間が5年のAAA格の債券についてのリスクよりも高い。 |

44. IFRS 第9号 B5.5.10 項は、金融商品の信用リスクが同様である場合、当該予想存続期間が長いほど、デフォルト・リスクが高くなることを具体例と共に説明している定めである。

(分析)

45. IFRS 第9号 B5.5.10 項は、解説的な内容であると考えられるため、新適用指針に取り入れず、結論の背景の検討時に取入れの要否を検討することが考えられる。

(事務局提案)

46. 前項の分析に基づき、IFRS 第9号 B5.5.10 項の定めは、新適用指針に取り入れないことが考えられるかどうか。

IFRS 第9号 B5.5.11 項

(IFRS の定め)

47. IFRS 第9号 B5.5.11 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|-----------|--|
| B5. 5. 11 | <p>予想存続期間と債務不履行発生との間に関係があるため、信用リスクの変動は、単純に一定期間にわたる債務不履行発生とのリスクの絶対値を比較するだけでは評価できない。例えば、予想存続期間が 10 年の金融商品の当初認識時における債務不履行発生とのリスクが、以後の期間において予想存続期間が 5 年だけになった時点での当該金融商品についての債務不履行発生とのリスクと同一である場合には、信用リスクの増大を示している可能性がある。これは、予想存続期間にわたっての債務不履行発生とのリスクは、信用リスクが変わらずに金融商品が満期に近付いている場合には、通常は時の経過とともに減少するからである。しかし、満期の近辺に多額の支払義務があるだけの金融商品については、債務不履行発生とのリスクは必ずしも時の経過とともに減少しない場合がある。そのような場合には、企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを証明する他の定性的要因も考慮すべきである。</p> |

48. IFRS 第 9 号 B5. 5. 11 項は、予想存続期間とデフォルト・リスクとの間の関係について解説している定めである。信用リスクの変動を評価するにあたって、信用リスクの大きさと時の経過の両方を考慮することについて説明がなされている。

(分析)

49. IFRS 第 9 号 B5. 5. 11 項は、予想存続期間とデフォルト・リスクの関係に関する解説的な内容と考えられるため、新適用指針に取り入れず、結論の背景の検討時に取入れの可否を検討することが考えられる。

(事務局提案)

50. 前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号 B5. 5. 11 項の定めは新適用指針に取り入れないことが考えられるかどうか。

IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項、B5. 5. 13 項、B5. 5. 14 項及び B5. 5. 15 項

(IFRS の定め)

51. IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項、B5. 5. 13 項、B5. 5. 14 項及び B5. 5. 15 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|-----------|--|
| B5. 5. 12 | <p>企業は、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかの評価及び予想信用損失の測定の際に、さまざまなアプローチを適用する場合がある。企業は異なる金融商品について異なるアプローチを適用する場合がある。債務不履行の明示的な確率それ自体をインプットとして含んでいないアプローチ（信用損失率アプローチなど）は、企業が債務不履行発生リスクの変動を予想信用損失の他の発生要因（担保など）と区別でき、評価を行う際に次のことを考慮するのであれば、本基準書の要求事項と整合する可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 当初認識以降の債務不履行発生リスクの変動 (b) 当該金融商品の予想存続期間 (c) 過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報のうち、信用リスクに影響を与える可能性のある情報 |
| B5. 5. 13 | <p>ある金融商品について当初認識以降に信用リスクが著しく増大したかどうかの判定に使用する方法は、当該金融商品（又は金融商品グループ）の特性及び同様の金融商品についての過去の債務不履行のパターンを考慮すべきである。5. 5. 9 項³の要求にかかわらず、債務不履行のパターンが当該金融商品の予想存続期間の中の特定の時点に集中していない金融商品については、今後 12 か月にわたる債務不履行発生リスクの変動が、全期間の債務不履行発生リスクの変動の合理的な近似となる場合がある。こうした場合には、企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定するために、今後 12 か月にわたる債務不履行発生リスクの変動を使用することができる。ただし、全期間の評価が必要であることを状況が示している場合は除く。</p> |

³ IFRS 第 9 号第 5. 5. 9 項

「各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。」

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|-----------|--|
| B5. 5. 14 | <p>しかし、一部の金融商品について、又は一部の状況において、全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかを判定するために今後 12 か月にわたる債務不履行発生のリスクの変動を用いることが適切でない場合がある。例えば、今後 12 か月にわたる債務不履行発生のリスクの変動が、満期が 12 か月超である金融商品について信用リスクが増大したかどうかを判定するための適切な基礎ではない場合がある。それは次のいずれかの場合である。</p> <p>(a) 当該金融商品には、今後 12 か月よりも先の期間にしか多額の支払義務がない。</p> <p>(b) 関連性のあるマクロ経済要因又は他の信用関連の要因の変化が生じていて、それが今後 12 か月における債務不履行発生のリスクに適切に反映されていない。</p> <p>(c) 信用に関連した要因の変動が、当該金融商品の信用リスクに影響を与える（又はより明確な影響がある）のは、12 か月よりも先の期間だけである。</p> |
| B5. 5. 15 | <p>全期間の予想信用損失の認識が要求されるのかどうかを判定する際に、企業は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、金融商品に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を、5. 5. 17 項(c)⁴に従って考慮しなければならない。企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、情報の網羅的な探索を行う必要はない。</p> |

52. IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項は、SICR が生じたかの評価及び予想信用損失の測定の際に用いられるアプローチは様々であることから、企業は異なる金融商品について異なるアプローチを適用する場合があるとしたうえで、信用損失率アプローチなどを使用する際に考慮すべき事項を定めている。

53. 次に、IFRS 第 9 号 B5. 5. 13 項は、SICR の判定に際して金融商品の特性および同様の金融商品についての過去のデフォルトのパターンを考慮すべきであることを定

⁴ IFRS 第 9 号第 5. 5. 17 項

「企業は、金融商品の予想信用損失を、次のものを反映する方法で見積らなければならない。

- (a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- (b) 貨幣の時間価値
- (c) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報」

めるとともに、一定の場合には SICR を判定するために今後 12 か月にわたるデフォルト・リスクの変動を使用することができることを定めている。

54. さらに、IFRS 第 9 号 B5. 5. 14 項は、B5. 5. 13 項で定められている今後 12 か月にわたるデフォルト・リスクの変動を使用することが適切ではない場合を定めている。
55. また、IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項は、SICR が生じているかを判定する際に、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、金融商品に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を考慮することを定めるとともに、その際に情報の網羅的な探索を行う必要はない旨を明確にしている。

(分析)

56. 次項以降において、次の観点から分析を行う。
- (1) 金融商品ごとのアプローチの選択
 - (2) 信用損失率アプローチ等に関する取扱い
 - (3) 全期間にわたるデフォルト・リスクの変動と 12 か月にわたるデフォルト・リスクの変動の使い分け
 - (4) IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項の取入れ

金融商品ごとのアプローチの選択

57. IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項の「企業は異なる金融商品について異なるアプローチを適用する場合がある。」は、金融商品ごとに SICR を評価する方法を選択することがあり得ることを示すものであり、この点を明示することは有用と考えられるため、新適用指針に取り入れることが考えられる。

信用損失率アプローチ等に関する取扱い

58. IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項の「債務不履行の明示的な確率それ自体をインプットとして含んでいないアプローチ（信用損失率アプローチなど）は、企業が債務不履行発生のリスクの変動を予想信用損失の他の発生要因（担保など）と区別でき、評価を行う際に次のことを考慮するのであれば、本基準書の要求事項と整合する可能性がある。」については、過去に審議された貸倒実績率を SICR の判定における閾値として利活用することと関連していると考えられる。
59. これまでの審議においては、貸倒実績率を SICR の判定における閾値としてそのまま利活用することは困難としつつ、企業会計基準委員会の委員、金融商品専門委員会の専門委員又はステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者から

具体案が提示された場合には、提案された具体案について検討することとしていた。

60. この点、IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項は、一定の条件の下で信用損失率アプローチを用いることができる可能性について言及しており、当該文言を取り入れることにより、貸倒実績率の SICR の判定における閾値としての利活用に関するニーズに一定程度対応することができると考えられる。一方、当該文言を取り入れることによって、債務不履行の明示的な確率（すなわち PD）が原則であることが強調される可能性があると考えられる。また、貸倒実績率についてどこまで修正すれば SICR の評価に用いることができるかについて、当該文言だけでは必ずしも判断できない可能性があると考えられる。

61. このため、対応案として次の 2 案が考えられる。

案 1：特定のアプローチについて言及しない。

案 2：IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項における信用損失率アプローチ等に関する記載について取り入れる。

62. 本日の企業会計基準委員会においては、前項のいずれの案を採用すべきかについてご意見を頂きたい。

全期間にわたるデフォルト・リスクの変動と 12 か月にわたるデフォルト・リスクの変動の使い分け

63. IFRS 第 9 号 B5. 5. 13 項と IFRS 第 9 号 B5. 5. 14 項は、全期間にわたるデフォルト・リスクの変動と 12 か月にわたるデフォルト・リスクの変動のいずれを使用するかに関する指針を示している。SICR の判定において全期間にわたるデフォルト・リスクの変動と 12 か月にわたるデフォルト・リスクの変動のいずれを使用するかは、SICR の判定に係る実務に影響を与える重要な内容と考えられるため、新適用指針に取り入れることが考えられる。

IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項の取入れ

64. IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項の「過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、金融商品に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を、5. 5. 17 項(c)に従って考慮しなければならない」については、同様の表現が IFRS 第 9 号の他の箇所でも用いられていることから、重複感のないようにすることに留意しつつ、新適用指針に取り入れることが考えられる。

65. また、「信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、情報の網羅的な探索を行う必要はない」については、解説的な内容であることから新

適用指針に取り入れないことが考えられるものの、重要な考え方を示すものであることから、結論の背景に取り入れることが考えられる。

(事務局提案)

66. 第 56 項から前項までの分析に基づき、IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項、B5. 5. 13 項、B5. 5. 14 項及び B5. 5. 15 項の定めについて、次の方向性で新適用指針に取り入れることが考えられるかどうか。

- (1) IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項の「企業は異なる金融商品について異なるアプローチを適用する場合がある。」については、新適用指針に取り入れる。
- (2) IFRS 第 9 号 B5. 5. 13 項と IFRS 第 9 号 B5. 5. 14 項の全期間にわたるデフォルト・リスクの変動と 12 か月にわたるデフォルト・リスクの変動の使い分けに関する指針については、新適用指針に取り入れる。
- (3) IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項の「過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、金融商品に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を、5. 5. 17 項(c)に従って考慮しなければならない」については、他の箇所と重複感のないようにすることに留意しつつ、新適用指針に取り入れる。
- (4) IFRS 第 9 号 B5. 5. 15 項の「信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、情報の網羅的な探索を行う必要はない」については、新適用指針に取り入れず、結論の背景に取り入れる。

67. また、IFRS 第 9 号 B5. 5. 12 項の信用損失率アプローチに関する記載については、本資料第 61 項のいずれの案で進めるべきかご意見を頂きたい。

IFRS 第 9 号 B5. 5. 16 項

(IFRS の定め)

68. IFRS 第 9 号 B5. 5. 16 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|-----------|---|
| B5. 5. 16 | 信用リスク分析は、多元的で全体論的な分析である。ある特定の要因が関連性があるかどうか、及び他の要因と比較してのウェイトは、製品の種類、金融商品及び借手の特性並びに地域に左右される。企業は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、評価対象とする特定の金融商品に関連性のある合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。しかし、要因又は指標の中には、個々の金融商品のレベルでは識別可能でないものもあ |

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|----|---|
| | <p>る。そのような場合には、当該要因又は指標は、全期間の予想信用損失の認識に関する 5.5.3⁵項の要求が満たされているのかどうかを判定するために、金融商品の適切なポートフォリオ、ポートフォリオのグループ又はポートフォリオの一部について評価すべきである。</p> |

69. IFRS 第 9 号 B5.5.16 項は、信用リスク分析を個々の金融商品レベル及びポートフォリオのレベルで行う際に考慮しなければならない事項を解説する定めである。

(分析)

70. IFRS 第 9 号 B5.5.16 項のうち「信用リスク分析は、多元的で全体論的な分析である。ある特定の要因が関連性があるかどうか、及び他の要因と比較してのウェイトは、製品の種類、金融商品及び借手の特性並びに地域に左右される。」については、解説的な内容と考えられるため、取り入れないことが考えられる。また、「企業は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、評価対象とする特定の金融商品に関連性のある合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。」については、同様の表現が IFRS 第 9 号の他の箇所でも用いられていることから、B5.5.16 項に関連付けて取り入れる必要はないと考えられる。

71. また、「しかし、要因又は指標の中には、個々の金融商品のレベルでは識別可能でないものもある。そのような場合には、当該要因又は指標は、全期間の予想信用損失の認識に関する 5.5.3 項の要求が満たされているのかどうかを判定するために、金融商品の適切なポートフォリオ、ポートフォリオのグループ又はポートフォリオの一部について評価すべきである。」については、集合的評価の定めとして、B5.5.1 項等の新適用指針への取入れに含まれていると考えられるため、B5.5.16 項に関連付けて取り入れる必要はないと考えられる。

(事務局提案)

72. 本資料第 70 項及び前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号 B5.5.16 項の定めは、新適用指針に取り入れないことが考えられるがどうか。

IFRS 第 9 号 B5.5.17 項

⁵ IFRS 第 9 号第 5.5.3 項

「5.5.13 項から 5.5.16 項を例外として、各報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、企業は当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。」

(IFRS の定め)

73. IFRS 第 9 号 B5. 5. 17 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|-----------|--|
| B5. 5. 17 | <p>以下の網羅的でない情報のリストは、信用リスクの変動の評価に関連性のある可能性がある。</p> <p>(a) 開始時以降の信用リスクの変動の結果としての内部価格指標の著しい変動。これには、特定の金融商品又は条件及び相手方が同一の類似の金融商品が報告日時点で新たに組成又は発行されたとした場合に生じるであろう信用スプレッドが含まれるが、これに限らない。</p> <p>(b) 既存の金融商品の率又は条件のその他の変動のうち、当初認識以降の当該金融商品の信用リスクの変動により、当該金融商品が報告日時点で新たに組成又は発行されたとした場合には著しく異なることとなるであろうもの（特約条項の厳格化、担保又は保証の増額、収益担保率の引上げなど）</p> <p>(c) 特定の金融商品又は予想存続期間が同一の類似の金融商品に係る信用リスクについての外部市場指標の著しい変動。信用リスクについての市場指標の変動には、次のものが含まれるが、これらに限らない。</p> <p>(i) 信用スプレッド</p> <p>(ii) 借手に係るクレジット・デフォルト・スワップ価格</p> <p>(iii) 金融資産の公正価値が償却原価を下回っている期間の長さ及びその程度</p> <p>(iv) 借手に関する他の市場情報（借手の負債性金融商品及び資本性金融商品の価格の変動など）</p> <p>(d) 金融商品の外部信用格付けの実際の又は予想される著しい変化</p> <p>(e) 借手についての内部信用格付けの実際の若しくは予想される引下げ又は信用リスクの内部的な評価に使用している行動スコアリングの低下。内部信用格付け及び内部的な行動スコアリングは、外部格付けと関連付けられているか又は債務不履行の状況調査（デフォルト・スタディ）による裏付けがある場合の方が信頼性が高い。</p> |

| 項番 | IFRS 第9号の日本語訳 |
|----|--|
| | <p>(f) 事業状況、財務状況又は経済状況の既存の又は予想される不利な変化のうち、借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせると予想されるもの（金利の実際若しくは予想される上昇又は失業率の実際若しくは予想される著しい上昇など）</p> <p>(g) 借手の営業成績の実際又は予想される著しい変化。例としては、収益又はマージンの実際又は予想される減少、営業上のリスクの増大、運転資本の不足、資産の質の低下、貸借対照表レバレッジの増大、流動性、経営上の問題、事業の範囲又は組織構成の変化（当該事業のセグメントの廃止など）のうち借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせるものなどがある。</p> <p>(h) 同一の借手の他の金融商品に係る信用リスクの著しい増大</p> <p>(i) 借手の規制環境、経済環境又は技術環境の実際又は予想される著しい不利な変化のうち、借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせるもの（技術の転換による借手の販売製品に対する需要の減退など）</p> <p>(j) 債務の裏付けとなっている担保の価値又は第三者の保証若しくは信用補完の質の著しい変化のうち、借手が予定された契約上の支払を行う経済的誘因を減少させるか又は他の面で債務不履行発生の確率に影響を与えると予想されるもの。例えば、担保の価値が住宅価格の下落により低下した場合には、一部の法域における借手は自らの住宅ローンを債務不履行とする誘因が高まる。</p> <p>(k) 株主（又は個人の親）が提供している保証の質の著しい変化（当該株主（又は親）が、資本又は現金の注入によって債務不履行を防止する誘因及び財務上の能力を有している場合）</p> <p>(l) 親会社又は他の関係会社からの財政支援の削減などの著しい変化、あるいは信用補完の質の実際又は予想される著しい変化のうち、借手が予定された契約上の支払を行う経済的誘因を減少させると予想されるもの。信用補完又は支援には、供与者の財政状況の考慮や、証券化で発行された持分について、劣後持分が予想信用損失（例えば、当該証券の原資産となるローンについての）を吸収できると見込まれるかどうかなどが含まれる。</p> |

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|----|--|
| | <p>(m) 融資書類の予想される変更（特約条項の放棄や修正につながる可能性のある予想される契約違反、利払の中断、利率のステップアップ、追加的な担保又は保証の要求、あるいは当該金融商品の契約上の枠組みのその他の変更を含む）</p> <p>(n) 借手の予想される業績及び行動の著しい変化。これには、当該グループの中の借手の支払状況の変化が含まれる（例えば、契約上の支払の遅延の予想される件数又は程度の増大、あるいはクレジットカードの借手のうち融資限度への接近若しくは超過が見込まれるか又は毎月最低額を支払うことが見込まれる予想される人数の著しい増大）。</p> <p>(o) 当該金融商品に関しての企業の信用管理のアプローチの変化。すなわち、当該金融商品の信用リスクの変動について生じつつある兆候に基づいて、企業の信用リスク管理の実務が、より積極的になるか又は当該金融商品の管理に重点を置くようになると予想されること（当該金融商品がより綿密に監視又は管理されるか又は企業が借手に具体的に介入するようになることを含む）。</p> <p>(p) 期日経過の情報（5.5.11 項⁶に示した反証可能な推定を含む）</p> |

74. IFRS 第 9 号 B5.5.17 項は、信用リスクの変更の評価に関連する情報の例を示すものである。

(分析)

75. IFRS 第 9 号 B5.5.17 項は SICR の評価に関連する情報の例示であるため、新適用指針に取り入れることが考えられる。取入れにあたっては、過度に詳細な例示は取り

⁶ IFRS 第 9 号第 5.5.11 項

「合理的で裏付け可能な将来予測的な情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能である場合には、企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、期日経過の情報だけに依拠することはできない。しかし、期日経過の状況よりも将来予測的な情報（個別的又は集合的のいずれか）が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合には、企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために期日経過の情報を用いることができる。企業が信用リスクの著しい増大を評価する方法に関係なく、契約上の支払の期日経過が 30 日超である場合には、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているという反証可能な推定がある。企業は、契約上の支払の期日経過が 30 日超であっても、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないという、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有している場合には、この推定に反証することができる。契約上の支払の期日経過が 30 日超となる前に、企業が信用リスクの著しい増大があったと判断する場合には、この反証可能な推定は適用されない。」

入れないことが考えられる。また、表記については、一般的な表現となるように適宜整えることが考えられる。

(事務局提案)

76. 本資料第 75 項及び前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号 B5. 5. 17 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。

| IFRS 第 9 号の定めを取入れイメージ |
|--|
| <p>X. 信用リスクの著しい変動の評価に関連する可能性がある情報には、次が含まれる。</p> <p>(1) 信用リスクの変動に起因する内部価格指標の著しい変動。</p> <p>(2) 発生の認識以降における信用リスクの変動により、当該金融商品を新たに組成又は発行されたとした場合には著しく異なることとなるであろう契約条件の変化（特約条項の厳格化、担保又は保証の増額、収益担保率の引上げなど）。</p> <p>(3) 特定の金融商品又は予想存続期間が同一の類似の金融商品に係る信用リスクについての外部市場指標の著しい変動（信用スプレッド、借手に係るクレジット・デフォルト・スワップ価格、借手に関する他の市場情報など）。</p> <p>(4) 金融商品に関する外部信用格付けの著しい変化。</p> <p>(5) 借手に関する内部信用格付けの引下げ、信用リスクの内部的な評価に使用している行動スコアリングの低下。</p> <p>(6) 事業状況、財務状況又は経済状況の不利な変化のうち、借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせると予想されるもの（金利の上昇、失業率の著しい上昇など）。</p> <p>(7) 借手の経営成績の著しい変化（収益の減少、営業上のリスクの増大、運転資本の不足、財務指標の悪化、借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせる組織構成の変化など）。</p> <p>(8) 同一の借手に対する他の金融商品に係る信用リスクの著しい増大。</p> <p>(9) 借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせる借手の規制環境、経済環境や技術環境の著しい不利な変化（技術の転換による借手の販売製品に対する需要の減退など）。</p> <p>(10) 借手のデフォルト発生の確率に影響を与えると予想される債務（例えば、ノンリコース・ローン）の裏付けとなっている担保の価値の下落などの著しい変化。</p> |

- (11) 株主が提供している保証の質の著しい変化（当該株主が資本の注入等によってデフォルトを防止する誘因及び財務上の能力を有している場合）。
- (12) 親会社又は他の関係会社からの財政支援の削減などの著しい変化、あるいは借手が予定された契約上の支払を行う経済的誘因を減少させると予想される信用補完に関する質の著しい変化。
- (13) 予想される契約条件の変更（特約条項の放棄や修正につながる可能性のある予想される契約違反、利払の中断、利率の上昇、追加的な担保又は保証の要求など）。
- (14) 借手の予想される業績及び行動の著しい変化（契約上の支払の遅延の予想される件数又は程度の増大、クレジットカードの借手のうち融資限度への接近又は超過の見込み、毎月最低額を支払うことが見込まれる予想される人数の著しい増大など）。
- (15) 企業の信用管理のアプローチの変化（金融商品がより綿密に監視又は管理されること又は企業が借手に具体的に介入するようになることを含む）。
- (16) 期日経過の情報（第●項に示した反証可能な推定を含む）。

IFRS 第 9 号 B5. 5. 18 項

(IFRS の定め)

77. IFRS 第 9 号 B5. 5. 18 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|-----------|---|
| B5. 5. 18 | <p>場合によっては、利用可能な定性的情報及び非統計的な定量的情報が、金融商品が損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で認識する要件に該当していると判断するのに十分となることがある。すなわち、当該情報は、金融商品の信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために統計モデル又は信用格付けプロセスを経る必要がない。他方、企業が他の情報（統計モデル又は信用格付けプロセスからの情報を含む）を考慮することが必要となる場合もある。あるいは、企業は、当初認識時の信用リスク特性を考慮に入れて、評価の基礎を両方の種類の情報（すなわち、内部格付けプロセスを通じては捕捉されない定性的要因と、報告日現在での具体的な内部格付け区分）に置く場合もある（両方の種類の情報に関連性がある場合）。</p> |

78. IFRS 第9号 B5.5.18 項は、SICR の評価を行うに際して、統計モデル又は信用格付けプロセスからの情報やこれらのプロセスを経ない定性的な情報及び非統計的な定量的情報を状況に応じて用いることを定めた規定である。

(分析)

79. IFRS 第9号 B5.5.18 項は、SICR の評価において、必ずしも統計モデル又は信用格付けプロセスを経ることを求めておらず、一定の柔軟性をもって評価方法を選択することを求める定めであり、SICR の判定に係る実務における評価方法の選択に関する判断に重要と考えられるため、新適用指針に取り入れることが考えられる。取り入れにあたっては、考え方の骨格部分のみ取り入れるように表現を見直し、必要に応じて結論の背景において補足することが考えられる。

(事務局提案)

80. 前項の分析に基づき、IFRS 第9号 B5.5.18 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるかどうか。

| IFRS 第9号の定めを取入れイメージ | |
|---------------------|--|
| X. | 信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価は、金融商品の信用リスク特性や企業の状況に応じて、統計モデル又は信用格付けプロセス、利用可能な定性的情報及び非統計的な定量的情報のいずれか又はその組み合わせにより行う。 |

IFRS 第9号第5.5.11 項並びに B5.5.19 項、B5.5.20 項及び B5.5.21 項

(IFRS の定め)

81. IFRS 第9号第5.5.11 項並びに B5.5.19 項、B5.5.20 項及び B5.5.21 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第9号の日本語訳 |
|--------|--|
| 5.5.11 | 合理的で裏付け可能な将来予測的な情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能である場合には、企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、期日経過の情報だけに依拠することはできない。しかし、期日経過の状況よりも将来予測的な情報（個別的又は集会的のいずれか）が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合には、企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために期日経過の情報を用いることができる。企業が信用リスクの著しい増大を評価する方法に関係なく、契約上の支払の期日経過 |

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|-----------|---|
| | が 30 日超である場合には、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているという反証可能な推定がある。企業は、契約上の支払の期日経過が 30 日超であっても、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないという、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有している場合には、この推定に反証することができる。 契約上の支払の期日経過が 30 日超となる前に、企業が信用リスクの著しい増大があったと判断する場合には、この反証可能な推定は適用されない。 |
| B5. 5. 19 | 5. 5. 11 項の反証可能な推定は、全期間の予想信用損失を認識すべきであるという絶対的な指標ではないが、将来予測的な情報（ポートフォリオのレベルでのマクロ経済要因を含む）を使用する場合であっても全期間の予想信用損失を認識すべき最後の時点であると推定される。 |
| B5. 5. 20 | 企業はこの推定に反証することができる。しかし、反証できるのは、契約上の支払が 30 日超の期日経過となっても、これが金融商品の信用リスクの著しい増大を表すものではないことを立証する合理的で裏付け可能な情報がある場合だけである。例えば、不払いが管理上の見落としであり、借手の財政上の困難から生じたわけではない場合や、企業が利用できる過去の証拠により、債務不履行発生のリスクの著しい増大と支払が 30 日超の期日経過となっている金融資産との間に相関がないことが立証されているが、期日超過が 60 日超のときにはそうした相関が識別されている場合である。 |
| B5. 5. 21 | 企業は、信用リスクの著しい増大の時期及び全期間の予想信用損失の認識を、金融資産が信用減損とみなされた時点や企業内部における債務不履行の定義と合わせることはできない。 |

82. IFRS 第 9 号第 5. 5. 11 項は、SICR の判定の際に合理的で裏付け可能な将来予測的な情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能である場合には期日経過の情報だけに依拠することはできないと定めるとともに、一定の場合には期日経過の情報を用いることができる旨、及び SICR の評価方法に関わらず期日経過が 30 日超である場合には SICR が生じているという反証可能な推定に関する定めである。

83. また、IFRS 第 9 号 B5. 5. 19 項は、契約上の支払の期日経過が 30 日超となる時点が全期間の予想信用損失を認識すべき最後の時点である旨を説明しており、IFRS 第 9 号 B5. 5. 20 項は、IFRS 第 9 号第 5. 5. 11 項の推定に反証できる例を挙げている。

84. さらに、IFRS 第 9 号 B5. 5. 21 項は、信用リスクの著しい増大の時期及び全期間の予想信用損失の認識について、金融資産が信用減損したとみなされるタイミングあるいは債務不履行が生じたタイミングとすることができない旨を定めている。

(分析)

85. IFRS 第 9 号第 5. 5. 11 項の「合理的で裏付け可能な将来予測的な情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能である場合には、企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、期日経過の情報だけに依拠することはできない」については、実務上の便宜であることを踏まえると必ずしも会計基準レベルで定める必要はないと考えられ、また、本資料第 19 項のとおり、IFRS 第 9 号 B5. 5. 2 項の定めを取入れでカバーされていることから、IFRS 第 9 号第 5. 5. 11 項に関連付けて新適用指針に取り入れる必要はないと考えられる。
86. 次に、「期日経過の状況よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合には、企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために期日経過の情報を用いることができる」として、契約上の支払の期日経過が 30 日超である場合には SICR が生じているとする反証可能な推定を設けていることについては、実務上の便宜として表現を見直したうえで、新適用指針に取り入れることが考えられる。
87. その他、青色ハイライト部分は、解説的な内容や例示であることから、新適用指針に取り入れず、結論の背景の検討時に取入れの要否を検討することが考えられる。

(事務局提案)

88. 本資料第 85 項から前項までの分析に基づき、IFRS 第 9 号第 5. 5. 11 項並びに B5. 5. 19 項、B5. 5. 20 項及び B5. 5. 21 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるかどうか。

| IFRS 第 9 号の定めを取入れイメージ | |
|------------------------------|---|
| X. | 期日経過の状況よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合、期日経過の情報を用いることができる。この場合、契約上の支払期日から 30 日超経過している場合には、信用リスクが著しく増大していると推定する。ただし、契約上の支払期日から 30 日超経過していたとしても、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報によって信用リスクが金融商品の発生の認識以降に著しく増大していないと説明できる場合には、この推定を反証することができる。 |

IFRS 第 9 号 B5. 5. 22 項及び B5. 5. 23 項

(IFRS の定め)

89. IFRS 第 9 号 B5. 5. 22 項及び B5. 5. 23 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|-----------|--|
| B5. 5. 22 | 金融商品に係る信用リスクは、次の場合には、5. 5. 10 項 ⁷ の目的上、低いとみなされる。それは、当該金融商品の債務不履行のリスクが低く、借手が近い将来に契約上のキャッシュ・フローの義務を履行するための強い能力を有していて、長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が、借手が契約上のキャッシュ・フローの義務を履行する能力を低下させる可能性があるが、必ずしも低下させるとは限らない場合である。金融商品が、単に担保の価値だけを理由に損失のリスクが低いと考えられていて、その担保がなければ信用リスクが低いとは考えられないであろう場合には、信用リスクが低いとはみなされない。また、単に債務不履行のリスクが企業の他の金融商品よりも低いか又は企業が営業している法域の信用リスクとの比較で低いというだけの理由では、金融商品は信用リスクが低いとはみなされない。 |
| B5. 5. 23 | ある金融商品の信用リスクが低いかどうかを判定するために、企業は、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的で、評価の対象とする金融商品のリスクと種類を考慮する内部信用格付け又は他の方法論を使用することができる。「投資適格」という外部格付けは、信用リスクが低いとみなされる可能性のある金融商品の一例である。しかし、金融商品は、信用リスクが低いとみなされる条件として、外部で格付けされていることは必要とされない。しかし、当該金融商品のすべての条件を考慮に入れて、市場参加者の観点から信用リスクが低いと考えられるものであるべきである。 |

90. IFRS 第 9 号 B5. 5. 22 項は、ある金融商品が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合に当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定する規定 (IFRS 第 9 号第 5. 5. 10 項) を適用する際に、金融商品の信用リスクが低いとみなされる場合を規定する定めである。

91. また、IFRS 第 9 号 B5. 5. 23 項は、ある金融商品の信用リスクが低いかどうかを判定するための方法及び信用リスクが低いとみなされる可能性のある金融商品に関する例示を示している。

⁷ IFRS 第 9 号第 5. 5. 10 項

「企業は、ある金融商品が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することができる。」

(分析)

92. IFRS 第9号 B5.5.22 項は、IFRS 第9号第5.5.10 項に関連して、金融商品に係る信用リスクが低いとみなされる場合の指針を示すものである。第536 回企業会計基準委員会等において、IFRS 第9号第5.5.10 項については会計基準レベルで取り入れることを提案しており、この場合、当該取り入れと関連付けて IFRS 第9号 B5.5.22 項を新適用指針に取り入れることが考えられる。なお、第536 回企業会計基準委員会等において、IFRS 第9号第5.5.10 項は会計基準レベルで取り入れるのではなく、新適用指針に取り入れるべきとの意見が聞かれており、当該意見への対応は今後検討を行うこととする。
93. また、IFRS 第9号 B5.5.23 項は、信用リスクが低いか否かをどのように判定するか、及び信用リスクが低いとみなされる可能性のある金融商品の例として「投資適格」を示している。これらは、B5.5.22 項を補足する内容と考えられること及び「投資適格」の例を明示することは有用と考えられることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。ただし、青色ハイライト部分は、解説的な内容と考えられるため、新適用指針に取り入れず、結論の背景の検討時に取入れの可否を検討することが考えられる。

(事務局提案)

94. 本資料第92 項及び前項の分析に基づき、IFRS 第9号 B5.5.22 項及び B5.5.23 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるかどうか。

IFRS 第 9 号の定めを取入れイメージ

- X. 会計基準第 27-3 項⁸に定める「信用リスクが低いと判断される場合」とは、次の (1) から (3) を満たす場合をいう。
- (1) 当該金融商品のデフォルト・リスクが低い。
 - (2) 借手が近い将来の契約上のキャッシュ・フローの支払義務を履行する能力を十分に有している。
 - (3) 長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が生じた場合であっても、必ずしも借手の債務履行能力が低下するとは限らない。
- X. 前項の判断は、金融商品の信用リスクの絶対的な水準に基づいて行う。他の金融商品又は企業が営業している法域の信用リスクと比べて相対的に信用リスクが低いというだけでは、金融商品は信用リスクが低いと判断されない。また、担保がなければ信用リスクが低いとは考えられない場合には、金融商品は信用リスクが低いとは判断されない。
- また、前項の判断を行うにあたり、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合しており、金融商品の種類及びリスクを考慮した内部信用格付け又は他の方法を用いることができる。例えば、外部格付けが「投資適格」の場合には、信用リスクが低いとみなすことができる。

IFRS 第 9 号 B5. 5. 24 項

(IFRS の定め)

95. IFRS 第 9 号 B5. 5. 24 項は、次のとおり定めている。

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|-----------|--|
| B5. 5. 24 | ある金融商品について、過去の報告期間において信用リスクが低いと考えられたが、 報告日現在では信用リスクが低いとは考えられないという理由だけでは、全期間の予想信用損失は認識されない。 そのような場合には、企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうか（及びそれゆえに全期間の予想信用損失を 5. 5. 3 項 ⁹ に従って認識することが要求 |

⁸ 金融商品会計基準第 27-3 項（第 536 回企業会計基準委員会審議資料(3)-4 第 19 項で提案している取入れイメージ）

「予想信用損失を見積る金融商品について、期末日において信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが著しく増大していないと推定することができる。」

⁹ IFRS 第 9 号第 5. 5. 3 項

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|----|-------------------------|
| | されるのかどうか) を判断しなければならない。 |

96. IFRS 第 9 号 B5. 5. 24 項は、過去の報告期間において信用リスクが低いと考えられていた金融商品について、報告日において信用リスクが低いと判断されない場合、原則に立ち戻って SICR が生じているかどうかを判断する必要があることを示す定めである。

(分析)

97. IFRS 第 9 号 B5. 5. 24 項を取り入れない場合、信用リスクが低いとみなせなくなった場合には SICR が生じているものとして取り扱うという誤解が生じる可能性があることから、新適用指針に取り入れることが考えられる。ただし、青色ハイライト部分については、解説的な内容と考えられるため、取り入れないことが考えられる。

(事務局提案)

98. 前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号 B5. 5. 24 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。

| IFRS 第 9 号の定めを取入れイメージ |
|---|
| X. 前期以前に信用リスクが低いと判断されていた金融商品について、期末日では信用リスクが低いと判断されない場合には、会計基準第 27 項 ¹⁰ に基づく判定を行う。 |

IFRS 第 9 号 B5. 5. 25 項、B5. 5. 26 項及び B5. 5. 27 項

(IFRS の定め)

99. IFRS 第 9 号 B5. 5. 25 項、B5. 5. 26 項及び B5. 5. 27 項は、次のとおり定めている。

「5. 5. 13 項から 5. 5. 16 項を例外として、各報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、企業は当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。」

¹⁰ 金融商品会計基準第 27 項（第 536 回企業会計基準委員会審議資料(3)-4 第 19 項で提案している取入れイメージ）

「予想信用損失の見積高の算定にあたっては、期末日において、デフォルト・リスクの変動に基づいて金融商品に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか評価する。」

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|-----------|---|
| B5. 5. 25 | <p>状況によっては、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの再交渉又は条件変更が、本基準書に従って既存の金融資産の認識の中止を生じる場合がある。金融資産の条件変更が既存の金融資産の認識の中止及びその後の条件変更後の金融資産の認識を生じる場合には、条件変更後の資産は、本基準書の目的上、「新たな」金融資産とみなされる。</p> |
| B5. 5. 26 | <p>したがって、条件変更後の金融資産に減損の要求事項を適用する際には、条件変更の日を当該金融資産の当初認識日として扱わなければならない。これは通常、5. 5. 3 項¹¹における全期間の予想信用損失の認識に関する要求事項に該当するまでは、損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定することを意味する。しかし、当初の金融資産の認識の中止を生じる条件変更の後に生じる一部の例外的な状況においては、条件変更後の金融資産が当初認識時に信用減損していて、したがって、当該金融資産を組成した信用減損金融資産として認識すべきであるという証拠がある場合がある。これが生じる可能性があるのは、例えば、価値が毀損している資産の大幅な条件変更があつて、当初の金融資産の認識の中止を生じた状況である。そのような場合には、条件変更により、当初認識時に信用減損している新たな金融資産が生じる可能性がある。</p> |
| B5. 5. 27 | <p>ある金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローが再交渉又は他の方法で条件変更されているが、当該金融資産の認識の中止が行われない場合には、当該金融資産は自動的に信用リスクが低いとみなされることにはならない。企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があつたかどうかを、過大なコストや労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報に基づいて、評価しなければならない。これには、過去の情報と将来予測的な情報及び当該金融資産の予想存続期間にわたる信用リスクの評価（条件変更につながった状況に関する情報を含む）が含まれる。全期間の予想信用損失の認識に関する要件にもはや該当しなくなっているという証拠には、条件変更後の契約条件に対しての最新かつ適時の支払実績の履歴が含まれる場合がある。通常、顧客は、信用リスクが減少したとみなされる前に、一定期間にわたる良好な支払行動を一貫して立証することが必要となる。例えば、支払の不履行又は不完全な支払の履歴は、通常、単に契約条件変更後に一回の支払を適時に行っただけで払拭されるものではな</p> |

¹¹ 本資料第 95 項の脚注を参照

| 項番 | IFRS 第 9 号の日本語訳 |
|----|-----------------|
| | い。 |

100. IFRS 第 9 号 B5. 5. 25 項、B5. 5. 26 項及び B5. 5. 27 項は、いずれも条件変更が生じた金融資産に関する減損に関する定めである。

(分析)

101. IFRS 第 9 号 B5. 5. 25 項、B5. 5. 26 項及び B5. 5. 27 項は、今回の減損プロジェクトの対象外とした条件変更に関する定めであることから、新適用指針に取り入れないことが考えられる。

(事務局提案)

102. 前項の分析に基づき、IFRS 第 9 号 B5. 5. 25 項、B5. 5. 26 項及び B5. 5. 27 項の定めは、新適用指針に取り入れないことが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 7 項から第 102 項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上